○ 精神障害者保健福祉手帳制度実施要領について(平成7年9月12日健医発第1132号厚生省保健医療局長通知)【新旧対照表】

	(下線部が変更部分)		
改 正 後	現行		
健 医 発 第 1132号 平成 7 年 9 月 12日 一部改正 障 発 第 2 4 5 号 平成 12年 3 月 31日 一部改正 障発第0329008号 平成14年 3 月 29日 一部改正 障発第0331005号 平成18年 3 月 31日 一部改正 障発第0929008号 平成18年 9 月 29日 一部改正 障発第1222003号 平成18年12月22日 一部改正 障 発 0113第 1 号 平成23年 1 月13日 一部改正 障 発 0426第 5 号 平成25年 4 月 26日 一部改正 障 発 0124第 4 号 平成26年 1 月 24日	健医発第1132号平成7年9月12日一部改正 障 発第245号平成12年3月31日一部改正 障発第0329008号平成14年3月29日一部改正 障発第0929008号平成18年9月29日一部改正 障発第1222003号平成18年12月22日一部改正 障発1222日一部改正 障発0113第1号平成23年1月13日一部改正 障 発 0426第5号平成25年4月26日		
各 都道府県知事 殿 厚生省保健医療局長	各 都道府県知事 殿 厚生省保健医療局長		
精神障害者保健福祉手帳制度実施要領について	精神障害者保健福祉手帳制度実施要領について		
(略)	(略)		
(別紙)	(別紙)		
精神障害者保健福祉手帳制度実施要領精神障害者保健福祉手帳制度実施要領			
第一 (略)	第一 (略)		

第二 手帳の交付手続き	第二
1 交付申請	
(1) (略)	
(2) (略)	
①・② (略)	
ア 国民年金法による障害基礎年金及び国民年金法等の一部を	
改正する法律(昭和60年法律第34号。以下「昭和60年改正法	
<u>」という。)</u> による改正前の国民年金法による障害年金	
イ (略)	
ウ 昭和60年改正法による改正前の船員保険法による障害年金	
<u>エ~ク</u> (略)	
③ (略)	
$(3) \sim (5)$ (略)	
2 • 3 (略)	:
4 手帳の様式及び記載事項	4
(1) 手帳は、表紙に「障害者手帳」と標記し、その記載事項は	
、氏名、住所、生年月日、障害等級、手帳の交付番号、交付	
年月日及び有効期限とし、様式は、精神保健及び精神障害者	
福祉に関する法律施行規則(以下「規則」という。)別記様	
式第3号によるものとする。 (規則25)	
$(2) \sim (4)$ (略)	
5 (略)	
6 手帳の交付台帳	(
ア 精神障害者の氏名、住所及び生年月日	
イ〜オ (略) (2) (略)	
, , , , , , , , , , , , , , , , , , , ,	- 25
第三・第四 (略)	第
別紙様式1	別組
防滅保氏	7717
译 百	

申請者(精	フリガ ナ 斤 夕		生年	明・大・昭・平
神障害者本	氏名	印	月日	年 月 日
人)	住所			電話 ()
(略)				

第二 手帳の交付手続き

- 1 交付申請
 - (1) (略)
 - (2) (略)
 - ①・② (略)

ア 国民年金法による障害基礎年金及び<u>昭和60年改正法</u>による 改正前の国民年金法による障害年金

イ (略)

 $\frac{\dot{D} \sim \dot{+}}{3}$ (略) (8) (8) (8)

- 2 · 3 (略)
- 4 手帳の様式及び記載事項
 - (1) 手帳は、表紙に「障害者手帳」と標記し、その記載事項は 、氏名、性別、住所、生年月日、障害等級、手帳の交付番号 、交付年月日及び有効期限とし、様式は、精神保健及び精神 障害者福祉に関する法律施行規則(以下「規則」という。) 別記様式第3号によるものとする。(規則25)
 - $(2) \sim (4)$ (略)
- 5 (略)
- 6 手帳の交付台帳
 - (1) (略)

ア 精神障害者の氏名<u>、性別</u>、住所及び生年月日 イ~オ (略)

(2) (略)

第三・第四 (略)

別紙様式1

障害者手帳申請書

申請者(精	フリガナ		性	男	生年	明·大	∵ःः⊞∙∓	7
神障害者本	氏名	印	別	女	月日	年	月	日
人)	住所				電話	()	
(略)								

別紙様式 2 診断書(精神障害者保健福祉手帳用)	別紙様式 2 診断書(精神障害者保健福祉手帳用)
氏 名 明治・大正・昭和・平成 年 月 日生(歳)	氏名 明治・大正・昭和・平成 年月日生(歳)
住所 ①~⑦(略) ③ 現在の障害福祉等のサービスの利用状況 (障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123	住所 ①~⑦ (略) ③ 現在の障害福祉等のサービスの利用状況 (障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123
号)に規定する自立訓練(生活訓練)、共同生活援助(グループホーム)、居宅介護(ホームヘルプ)、その他の障害福祉サービス、訪問指導、生活保護の有無等) (略)	号)に規定する自立訓練(生活訓練)、共同生活援助(グループホーム)、共同生活介護(ケアホーム)、居宅介護(ホームヘルプ)、その他の障害福祉サービス、訪問指導、生活保護の有無等) (略)
別紙様式3~6 (略)	別紙様式3~6 (略)
別紙様式 7 精神障害者保健福祉手帳交付台帳	別紙様式 7 精神障害者保健福祉手帳交付台帳
(略) 氏 名 生年月日 (略) (略)	(略) 氏名 性別 生年月日 (略) (略) (略)